

渡川水系河川整備計画【素案】に対する

「渡川流域住民の意見を聴く会」意見発表の募集について

国土交通省四国地方整備局
高 知 県

国土交通省四国地方整備局及び高知県では、今後 30 年程度の具体的な河川整備の内容を示す「渡川水系河川整備計画」の検討を進めてきました。

この度、整備計画について、流域の皆様のご意見をお聴きするために「渡川水系河川整備計画【素案】」を作成しましたので、公表いたします。

この河川整備計画【素案】に対して流域住民の多くの方から様々なご意見をお聴きするため、「渡川流域住民の意見を聴く会」を開催します。

1. 開催日時：平成 26 年 9 月 7 日（日） 13時から
2. 開催場所：中村地区建設協同組合会館（四万十市右山元町 3 丁目 3 番 26 号）
3. 意見聴取対象：渡川水系河川整備計画【素案】の内容
4. 意見聴取の対象者：高知県内の渡川流域内市町村にお住まいの方
5. 意見を聴く会への応募方法：
 - 1) 応募方法
素案に対して、意見の発表を希望される方は、「別紙－1 留意事項」を確認した上で、「別紙－2 応募用紙」に素案に対するご意見等を記載の上、提出してください。
 - 2) 「応募用紙」の入手方法
 - ①インターネットによる入手
渡川水系河川整備計画ホームページ
<http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/seibikeikaku/>
 - ②紙媒体による入手
別紙－3 の閲覧場所において配布。
 - 3) 意見発表の募集期間及び「応募用紙」の提出先
 - ①募集期間：平成 26 年 8 月 1 日（金）から
平成 26 年 8 月 29 日（金）17時まで
 - ②郵送の場合：〒787-0015 高知県四万十市右山 2033-14

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所
計画課 渡川水系河川整備計画担当宛

③ F A X の場合：0880-34-1395

④ 電子メールの場合：watari-iken@skr.mlit.go.jp

(件名に、「意見を聴く会への応募」と明記してください。)

6. その他

本会議は公開で行います。傍聴者の受付は、当日開催時間の30分前から開始します。受付は先着順に行います。傍聴者多数の場合、会場の都合上入場できない場合があります。

当日都合により意見を発表できない方は、紙面により意見を提出していただくことが可能です。別紙-4 パブリックコメント参照

<<別図>>

「渡川流域住民の意見を聴く会」で意見を発表できる方は、高知県内の渡川流域内市町村にお住まいの方が対象となります。



渡川水系流域図

「渡川流域住民の意見を聴く会」における発表にあたっての留意事項

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- 2) 意見の発表内容は、応募用紙に記載した意見の概要に沿った内容としてください。
- 3) 本会は、公開で行います。
- 4) 意見発表者は、本会において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 意見発表者は本会での質問はできません。
- 6) 四国地方整備局は本会では説明を行いません。
- 7) 発表者は代理人への公述依頼はできません。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 本会では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 本会での発言の内容は、後日、中村河川国道事務所のホームページ等で公表させていただきます。その際、正確を期すため改めて発言の内容や趣旨をご確認させていただく場合があります。
- 12) 意見発表に応募された方には、後日、会での発表時間帯等を個別に連絡します。

「渡川流域住民の意見を聴く会」意見発表応募用紙

(受付番号：_____)

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

国土交通省四国地方整備局
 中村河川国道事務所
 計画課 渡川水系河川整備計画担当 宛

「渡川水系河川整備計画【素案】」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

渡川水系河川整備計画【素案】に対するご意見の概要

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) 高知県	(市町村まで)		
③電話番号		- -	メールアドレス		
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)			代	⑤性別	
意見該当箇所		⑥ご意見の概要			
頁	行	※楷書横書きで、できるだけ項目毎に400文字以内で記載して下さい。			
その他		※整備計画【素案】全体に対する意見について記載下さい。			

※1 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、渡川水系河川整備計画【素案】に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

※2 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

渡川水系河川整備計画【素案】の閲覧及び入手方法について

1. インターネットでの閲覧、入手

素案は、平成26年7月31日（木）より、下記ホームページにて、閲覧、入手できます。また、「渡川流域学識者会議」、「渡川流域市町村長の意見を聴く会」及び「渡川流域住民の意見を聴く会」の傍聴者にも配布いたします。

渡川水系河川整備計画ホームページ

<http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/seibikeikaku/>

2. 閲覧場所での閲覧

平成26年8月1日（金）から9月1日（月）まで、以下の関係機関において閲覧できます。

① 閲覧場所

閲覧場所		住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号
	中村河川国道事務所 ★	四万十市右山2033-14
	四万十川出張所 ★	四万十市山路カウカ山1629-2
	後川出張所 ★	四万十市井沢1031-52
	中筋川総合開発工事事務所 ★	宿毛市平田町戸内1692-1
	中筋川ダム管理庁舎 ★	宿毛市平田町黒川櫛ヶ崎山5312-48
高知県	高知県庁 ★	高知市丸ノ内1丁目2番20号
	幡多土木事務所 ★	四万十市古津賀四丁目61番地
	宿毛事務所 ★	宿毛市宿毛5342-7
	須崎土木事務所四万十町事務所 ★	高岡郡四万十町琴平町474-1
宿毛市	宿毛市役所	宿毛市桜町2番1号
四万十市	四万十市役所	四万十市中村大橋通4丁目10
	西土佐総合支所	四万十市西土佐江川崎2445-2
中土佐町	中土佐町役場	高岡郡中土佐町久礼6602-2
	大野見庁舎	高岡郡中土佐町大野見吉野12
梶原町	梶原町役場	高岡郡梶原町梶原1444番地1
津野町	津野町役場	高岡郡津野町永野471-1
	西庁舎	高岡郡津野町力石2870番地
四万十町	四万十町役場	高岡郡四万十町琴平町16-17
	大正総合支所	高岡郡四万十町大正380番地
	十和総合支所	高岡郡四万十町十川145番地3
三原村	三原村役場	幡多郡三原村来栖野346
黒潮町	黒潮町役場	幡多郡黒潮町入野2019番地1

★印の機関では、希望者に資料の配付を行います。

② 閲覧時間

月曜日～金曜日の開庁時間

【パブリックコメント】

より多くの方々から様々な意見をお伺いするため、電子メール、はがき、FAXによるご意見を受付いたします。

1. 意見募集期間：平成26年8月1日～平成26年9月1日
2. 意見募集の対象者：高知県内の渡川流域内市町村にお住まいの方

別図参照

3. 意見送付方法：

- 1) 記入事項＜様式は自由ですが下記をご記入ください。＞

- ①お名前
- ②お住まい（市町村名まで）
- ③年齢
- ④性別
- ⑤ご意見
 - a) 渡川水系河川整備計画【素案】について
意見及び理由
 - b) その他ご質問

2) 送付先：

- ①郵送の場合：〒787-0015 高知県四万十市右山 2033-14
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所
計画課 渡川水系河川整備計画担当宛
- ②FAXの場合：0880-34-1395
- ③電子メールの場合：watari-iken@skr.mlit.go.jp

4. 注意事項：

- 1) 電話によるご意見の受付はいたしませんので、ご了承下さい。
- 2) 電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。
- 3) いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- 4) いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できうる限り渡川水系河川整備計画（案）に反映いたします。
- 5) いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- 6) 氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。